

# 第 20 回高知県屋外広告物審議会

## 議 案 書

平成 31 年 3 月 13 日

## 第 20 回 高知県屋外広告物審議会

1 日 時 平成 31 年 3 月 13 日 (水)  
午前 10 時から

2 場 所 オーテピア 4 階 研修室

### 3 会議次第

- (1) 開 会
- (2) 委員紹介
- (3) 会長選出
- (4) 会議録署名委員の選出
- (5) 議 事

#### 【諮問事項】

屋外広告物条例及び規則の改正について

- (6) そ の 他
- (7) 閉 会

### 4 配布資料

- 資料－1 出席者名簿
- 資料－2 配席図
- 資料－3 議案書
- 資料－4 議案説明資料
- 資料－5 高知県屋外広告物条例及び施行規則



30 高都計第 548 号

高知県屋外広告物審議会長 様

高知県屋外広告物条例第 50 条第 3 項の規定に基づき、下記のことについて諮問します。

平成 31 年 2 月 20 日

高知県知事 尾崎 正直



記

1. 屋外広告物条例及び規則の改正について

# 屋外広告物条例及び屋外広告物条例施行規則の改正（案）について

## 1 改正する例規

- (1) 高知県屋外広告物条例 (平成 8 年 3 月 26 日条例第 5 号)
- (2) 高知県屋外広告物条例施行規則 (平成 8 年 4 月 30 日規則第 81 号)

## 2 改正の内容

- (1) [条例第 19 条]  
屋外広告物の管理の一形態として除却を追加
- (2) [条例第 19 条の 2 (新設)、規則第 9 条第 2 項及び第 13 条の 2 (新設)]  
屋外広告物の点検及び点検結果の提出義務の追加

## 3 改正の理由

平成 27 年に札幌市で老朽化した屋外広告物が歩行者へ落下する事故が発生したことを契機に、国土交通省は屋外広告物の所有者等による安全点検の促進等を内容とする屋外広告物条例ガイドライン（案）を改正しました。

このことを受けて、本県において屋外広告物の安全性の向上を目的とした、条例及び規則の改正を行うものです。

## 4 改正案

### (1) 高知県屋外広告物条例

(平成8年3月26日条例第5号)

新	旧	備考
<p>(管理義務)</p> <p>第19条 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置し、又はこれらを管理する者（以下「広告物表示者等」という。）は、当該広告物又は掲出物件に関し補修、除却その他必要な管理を怠らないようにし、常に良好な状態に保持しなければならない。</p> <p>2・3 略</p>	<p>(管理義務)</p> <p>第19条 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置し、又はこれらを管理する者は、当該広告物又は掲出物件に関し補修その他必要な管理を怠らないようにし、常に良好な状態に保持しなければならない。</p> <p>2・3 略</p>	<p>「除却」の明記</p>
<p>(点検義務)</p> <p>第19条の2 広告物表示者等は、当該広告物又は掲出物件の本体、接合部、支持部分等の劣化及び損傷の状況の点検をしなければならない。ただし、規則で定める広告物又は掲出物件については、この限りでない。</p> <p>2 前項本文の場合において、同項本文の広告物又は掲出物件が規則で定めるものであるときは、屋外広告士その他同項の本文の規定による点検をするのに必要な知識及び技能を有するものとして規則で定める者に点検させなければならない。</p>	<p>(新設)</p>	<p>広告物又は掲出物件の表示者等に、点検を義務づけるとともに、一定の基準を満たす広告物等には、有資格者による点検を義務づけるもの。</p>

(2) 高知県屋外広告物条例施行規則(平成8年4月30日規則第81号)

新	旧	備考
<p>(点検を要しない広告物又は掲出物件等)</p> <p>第13条の2 条例第19条の2第1項ただし書の規則で定める広告物又は掲出物件は、壁面広告(直接塗装したものの他、これに類するものに限る。)、電柱又は電灯柱に直接塗装したものの又は巻付けにしたもの、広告幕、貼り紙、貼り札等、広告旗、立看板等及び気球広告とする。</p> <p>2 条例第19条の2第2項の規則で定める広告物又は掲出物件は、地上から広告物又は掲出物件の上端までの高さが4メートルを超えるものとする。</p> <p>3 条例第19条の2第2項の規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 条例第43条第1項第2号から第4号までのいずれかに該当する者であつて、建築士法第2条第1項に規定する建築士(木造建築士を除く。)の資格を有するもの</p> <p>(2) 屋外広告業の事業者団体が公益目的事業として実施する広告物又は掲出物件の点検に関する技能講習を修了した者</p>	<p>(新設)</p>	<p>点検を要しない広告物又は掲出物件</p> <p>専門的な知識を有する者が点検する広告物</p> <p>広告物又は掲出物件を点検するのに専門的な知識を有する屋外広告士以外の者</p>



## 屋外広告物安全点検報告書

年 月 日

高知県知事 様

報告者 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

屋外広告物の点検結果を次のとおり報告します。

広告物等の種類	屋上看板・壁面看板・突出看板・建植看板・その他		
設置場所	市	町	丁目 番 号
許可番号			
設置年月日	年 月 日	点検年月日	年 月 日
点検者(管理者)	氏 名		
	住 所		
	電話番号		
	資格名称	※別途資格を有することが判断できる資料(コピー)を添付すること。	
点検箇所	点 検 項 目	異常の有・無	改善の概要
上部構造・基礎部	1 上部構造全体の傾斜、ぐらつき	有 無	
	2 基礎のクラック、支柱と根巻きとの隙間、支柱ぐらつき	有 無	
	3 鉄骨のさび発生、塗装の老朽化	有 無	
支持部	1 鉄骨接合部(溶接部・プレート)の腐食、変形、隙間	有 無	
	2 鉄骨接合部(ボルト、ナット、ビス)のゆるみ、欠落	有 無	
取付部	1 アンカーボルト・取付部プレートの腐食、変形	有 無	
	2 溶接部の劣化、コーキングの劣化等	有 無	
	3 取付対象部(柱・壁・スラブ)・取付部周辺の異常	有 無	
広告板	1 表示面板・切り文字等の腐食、破損、変形、ビス等の欠落	有 無	
	2 側板、表示面板押さえの腐食、破損、ねじれ、変形、欠損	有 無	
	3 広告板底部の腐食、水抜き孔の詰まり	有 無	
照明装置	1 照明装置の不点灯、不発光	有 無	
	2 照明装置の取付部の破損、変形、さび、漏水	有 無	
	3 周辺機器の劣化、破損	有 無	
その他	1 付属部材(装飾、振れ止め棒、鳥よけその他付属品)の腐食、破損	有 無	
	2 避雷針の腐食、損傷	有 無	
	3 その他点検した事項( )	有 無	
特記事項			

注1) 申請前3カ月以内実施した点検の結果を記載してください。

注2) 異常があった場合は、点検箇所の写真及び補修後の写真(カラー)を添付してください。

注3) 広告物等の種類により、該当する点検箇所・点検項目がない場合は、「改善の概要」の欄に斜線を引いてください。